

# 「食品中の放射性物質に関する情報発信事業」 業務委託公募型プロポーザル募集要領

## 1 業務名

食品中の放射性物質に関する情報発信事業

## 2 業務概要

令和4年度に福島県が実施した「放射性物質検査結果の分析事業」の事業実施報告書(以下「報告書」という。)の内容をわかりやすく県内外の消費者に伝えるとともに、リスクコミュニケーションによる相互理解を図ることで、食品中の放射性物質に関する正しい理解につなげることを目的とする。

## 3 業務仕様

別紙「業務委託仕様書(案)」のとおり。

## 4 業務期間

委託契約締結の日から令和7年2月28日(金)までの期間

## 5 見積限度額

11,045,809円(消費税及び地方消費税込み)

## 6 プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、一般競争入札に参加できないこととされている者でないこと。
- (2) 募集要領を公示の日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。  
(国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。)
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる

者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

## 7 実施のスケジュール

内 容	日 時
募集開始	令和6年5月13日（月）
質問受付期限	令和6年5月21日（火）17時【必着】
質問の回答	令和6年5月22日（水）
参加表明書等の提出期限	令和6年5月27日（月）17時【必着】
提案書の提出期限	令和6年6月5日（水）17時【必着】
書面審査（4者以上から提出があった場合）	令和6年6月6日（木）～7日（金）
書面審査結果通知	令和6年6月7日（金）
プレゼンテーション審査	令和6年6月13日（木）午前予定
審査結果通知	令和6年6月17日（月）予定
仕様協議・契約	令和6年6月17日（月）以降

## 8 質問等の受付

(1) 受付期間

令和6年5月21日（火）17時まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（第1号様式）により、県食品生活衛生課宛に電子メール又はFAXにより提出してください。送信件名は「【質問】食品中の放射性物質に関する情報発信事業」とし、電子メール又はFAX送付後、電話にて送付した旨お知らせください。

なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和6年5月22日（水）までに、県食品生活衛生課のホームページに随時公表します。なお、質問者に対する個別の回答は行いません。

## 9 参加表明書の提出

(1) 受付期間

令和6年5月27日（月）17時まで（必着）

(2) 提出方法

参加表明書（第2号様式）により、県食品生活衛生課宛に電子メール又はFAXにより提出してください。送信件名は「【参加表明書】食品中の放射性物質に関する情報発信事業」とし、電子メール又はFAX送付後、電話にて送付した旨お知らせください。

(3) 留意事項

参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けません。

## 10 企画提案書の提出

(1) 受付期間

令和6年6月5日（水）17時まで（必着）

(2) 提出方法

県食品生活衛生課宛に郵送又は持参により提出してください。

※ 持参による受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の9時から17時までです。

※ 郵送による場合は、受付期限までに到着するように送付してください。

(3) 提出書類

ア 企画提案書（様式任意。ただし、日本工業規格A4版とする。）

企画提案書には、下記の内容を盛り込んでください。

(ア) 本事業の企画内容

(イ) 会社概要（会社名、住所、創業年月日、資本金、従業員数、類似業務の主な実績等）

- (ウ) 業務実施体制
- (エ) 事業経費積算書
- イ 法人登記簿の写し（申請受付日の3ヶ月以内のもの）
  - ※ 法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。
- ウ 9の参加表明書（第2号様式）の原本

(4) 提出部数

上記ア…7部（正本1部、副本6部）、イ～エ…1部（正本1部）

(5) 提出内容

企画提案書は仕様書に基づき、次の事項に留意して作成してください。

ア 消費者向け情報発信について

- ・ 仕様書4の(1)のアについて、想定する開催場所、実施回数及びその理由を具体的に記載してください。
- ・ 仕様書4の(1)のイの(ア)の②について、想定するノベルティとその理由を具体的に記載してください。
- ・ その他、消費者向け情報発信を効果的に実施する上で、本事業の目的を達成するために必要となる独自の提案があれば、具体的に記載してください。

イ リスクコミュニケーションについて

- ・ 仕様書4の(2)のアについて、想定する対象団体の属性、実施回数及びその理由を具体的に記載してください。特に、県外の対象団体については、選定に向けた考え方を詳しく記載してください。
- ・ 仕様書4の(2)のエの(ア)について、想定する学識経験者とその理由を記載してください。
- ・ 仕様書4の(2)のエの(イ)について、想定するファシリテーターとその理由を記載してください。
- ・ 仕様書4の(2)のキについて、作成する動画のイメージ及び想定する言語の種類並びにその理由を記載してください。
- ・ その他、リスクコミュニケーションを効果的に実施する上で、本事業の目的を達成するために必要となる独自の提案があれば、具体的に記載してください。

ウ その他

- (ア) 仕様書に定める各業務が、円滑かつ着実に遂行するための具体的な提案を行ってください。
- (イ) 仕様書に定める各業務の実施方法について具体的に提案してください。
- (ウ) 仕様書に定める業務のほかに、見積り限度額の範囲内において実施できる効果的な業務がある場合は独自提案として具体的に提案してください。

## (6) 留意事項

### ア 失格又は無効となる場合

- ・ 提出期限を過ぎて参加表明書や企画提案書が提出された場合
- ・ 事業経費積算書の総額が5の見積限度額を超過している場合
- ・ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ・ 提出書類に不備があった場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- ・ 本実施要領に違反すると認められる場合
- ・ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- ・ その他、県があらかじめ指示した事項に違反した場合

### イ 複数企画提案の禁止

複数の企画提案書の提出を行うことはできません。

### ウ 再提出の禁止

提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出はできません。

### エ 辞退

参加表明書を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

### オ 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、提案者の負担とします。

### カ その他

- ・ 提案者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- ・ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ・ 提出された企画提案書等は一切返却しません。
- ・ 提出された企画提案書等に係る第三者からの公文書開示請求に関しては、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、開示しません。

## 11 審査方法

### (1) 審査実施機関

別途設置する「プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が企画

提案書等を総合的に評価し、最も優れた企画提案者（以下、「最優秀提案者」という。）を選定します。

(2) 書面審査

4者以上から企画提案書の提出があった場合は、書面審査を行い、プレゼンテーション審査の対象者（上位3者）を選定し、その結果をお知らせします。

(3) プレゼンテーション審査

提案者から企画提案書によるプレゼンテーションを受け、本業務の最優秀提案者を選定します。

ア 日時

令和6年6月13日（木） 午前中（詳細な時間は別途通知）

イ 会場

福島市内（詳細な会場は別途通知）

ウ 方法

- ・ 出席者は1者3名以内とします。
- ・ 内容は、企画提案書及び事業経費積算書の内容の説明並びに審査委員からの質疑とし、新たな資料の配付は認めません。
- ・ 説明時間は15分、質疑時間は10分、計25分です。

(4) 審査基準

項目	評価の視点	配点
消費者向け 情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 報告書の内容をわかりやすく消費者に伝えるために必要な企画が具体的に提案されているか</li> <li>● 事業目的を達成するために必要な訴求力のある提案となっているか</li> </ul>	30 点
リスクコミ ュニケーシ ョン	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業目的に沿った対象団体が想定されているか</li> <li>● 事業目的を達成するために必要な運営体制が提案されているか</li> <li>● リスクコミュニケーションの内容をわかりやすく伝えるとともに、国内外への十分な訴求力のある動画コンテンツが提案されているか</li> </ul>	30 点
企画全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業の趣旨・目的に即した提案内容となっているか</li> <li>● 具体的で実現性のある提案内容となっているか</li> <li>● 実現可能なスケジュールとなっているか</li> <li>● 事業実施のための適正な運営体制が確保されているか</li> <li>● 事業費の積算は妥当か</li> </ul>	20 点
独創性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業の目的を達成するために必要となる独自で且つ効果的な提案があるか</li> </ul>	20 点

## (5) 最優秀提案者の選定

ア 各審査委員は、審査基準の項目ごとに評価点をつけ、各審査委員の評価点を合計して総得点を算出します。

イ 総得点が最も上位の者を最優秀提案者とします。なお、プロポーザル参加者が1者の場合、総得点率が6割以上であることを最優秀提案者選定の条件とします。また、総得点が同点となった場合、見積額が低い者を最優秀提案者とします。

## (6) 審査結果の通知

ア 審査の結果は、プロポーザル参加者全員に電子メール等により通知します。

イ 選定されなかった者は、その通知の日の翌日から起算して2週間（土、日曜日及び祝日を除く。）以内に選定されなかった理由の説明を県食品生活衛生課に書面により求めることができます。

ウ 上記イに係る回答は、県食品生活衛生課に書面が到達した日から起算して10日以内に行います。なお、回答の内容は「請求者及び最優秀提案者の企業名と審査時の総得点」とします。

## 12 契約に関する事項

### (1) 仕様の協議

最優秀提案者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とし、県と業務委託予定者で委託契約に係る仕様を協議・確定した上で契約を締結します。仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおりには反映されない場合もあります。また、契約後に企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象となります。

(2) 契約金額は、上記の協議結果をふまえた仕様書に基づき改めて見積書を徴取し決定します。

(3) 業務委託予定者と県との間で行う協議が整わない場合、又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総得点が次点であった提案者と協議します。

## 13 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（西庁舎6階）

福島県食品生活衛生課

電話：024-521-7245

FAX：024-521-7925

E-mail：shokuseiei@pref.fukushima.lg.jp